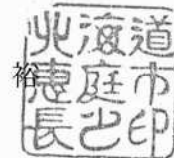


恵庭市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 6 号

恵庭市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年 9 月 3 0 日規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 8 条（略） (委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、 <u>毎年度の前半に 1 回</u> <u>開催することを常例とする</u> とともに、必要に応 <u>じ、開催するものとする。</u> 2～6（略） 第 10 条～第 14 条（略）	第 1 条～第 8 条（略） (委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、 <u>毎年度 1 回以上</u> _____開催するものとする。 2～6（略） 第 10 条～第 14 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

